

「埼玉東部消防組合個別施設計画（原案）」に対する意見募集の実施結果

実施期間：令和4年1月24日（月）～令和4年2月23日（水）

募集方法：消防組合ホームページへの掲載及び各消防署にて紙ベースによる閲覧方式により、電子メール、郵送、ファックス、持参による意見募集を実施

意見総数：1名の方から合計1件

寄せられた御意見と消防組合の考え方

No.	意見提出者	該当頁	意見の概要	消防組合の考え方	計画案への反映
1	個人A	P.10	幸手消防署はなぜ第Ⅰ期に移転を含めた建て替えの対象なのか。 幸手消防署に係る特記事項の表記を見直すべきではないか。	幸手消防署については、平成13年度に耐震補強工事を実施し、平成25年度の消防広域化により幸手市から消防組合に無償譲渡されています。 御意見でございます特記事項は、個別施設計画の策定に当たって、建築基準法第12条第1項に相当する定期調査を行った結果でございます。 消防組合では、この特記事項を含む結果や建築年数等を勘案して幸手消防署を第Ⅰ期に移転を含めた建て替えの方向で組合市町と協議していくこととしたものです。 本計画は対象施設における消防組合の基本的な方針を示したものです。計画の推進に当たりましては、具体的な建て替え、大規模改修時期等について、組合市町と協議の上、対応してまいります。	原案どおり